

申請概要

1 申請者

東日本電信電話株式会社
 代表取締役社長 山村 雅之
 西日本電信電話株式会社
 代表取締役社長 村尾 和俊
 (以下「NTT東西」という。)

2 申請年月日

平成 26 年 5 月 15 日

3 実施時期

認可後、速やかに実施。

4 主な変更内容

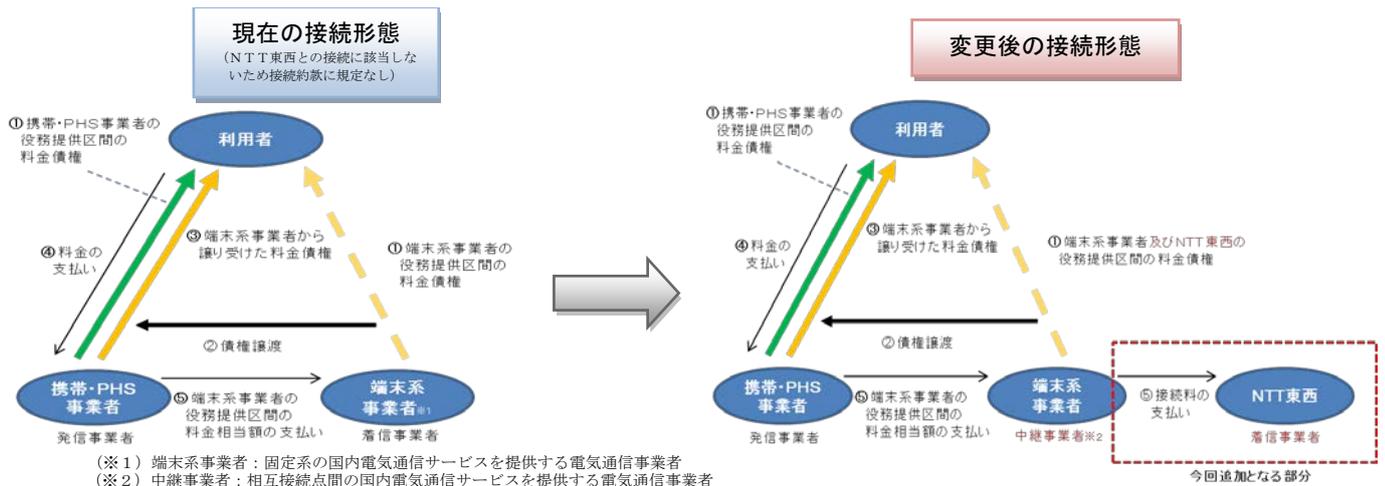
現在、一部接続事業者はダイヤルアップによるデータ送受信サービスについて、「発信事業者」を携帯・PHS事業者、「着信事業者」を自社とし、それぞれの役務提供区間において別に利用者料金を設定する料金設定（いわゆる「ぶつ切り」）で、サービス提供を行っている。

今般、当該接続事業者からNTT東西に対し、上記サービスの料金設定事業者は変更しないものの、新たに「着信事業者」にNTT東西を含めた接続を実現したいとの要望があった。

当該要望を実現する場合、「発信事業者」を携帯・PHS事業者、「中継事業者」を自社、「着信事業者」をNTT東西とする接続形態を接続約款に規定し、かつ「発信事業者」と「中継事業者」が、それぞれの役務提供区間（中継事業者については着信事業者の役務提供区間を含む。）において別に利用者料金を設定する「利用者料金設定事業者の別」の組合せを規定する必要があるが、現在の接続約款にはそのような組合せが規定されていない。

本件は、これらの状況を踏まえ、NTT東西が、新たな「利用者料金設定事業者の別」を接続約款に追加するため、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第33条第2項の規定に基づき、接続約款の変更を行うものである。

【参考】「利用者料金設定事業者の別」の変更イメージ



5 諮問を要しない理由

本件は、接続事業者からの要望を踏まえ、N T T東西が、新たな利用者料金設定事業者の別を接続約款において規定するものであり、法第 169 条ただし書き及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第 5 号第 3 項第 1 号の規定に定める「電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別を設定又は変更するもの」に該当するため。